

tsukurun メタバースプロジェクト企画・運営業務 仕様書

1 業務の名称

tsukurun メタバースプロジェクト企画・運営業務

2 趣旨・目的

群馬県では、クリエイティブな人や企業に選ばれる「クリエイティブ拠点化」を目指し、その最初の政策として、デジタルスキルを備え、新たな価値を創造する人材育成の拠点として、令和4年3月に tsukurun を設置。また、令和5年2月には、tsukurun 利用者の作品（2DCG、3DCG など）を展示するための空間や、群馬県ならではのモチーフを取り入れたゲーム空間である tsukurun meta を VRChat 上に公開し、世界に向けて発信をした。

昨年度は、より身近にメタバースを体験できる環境を整備するため、スマートフォンやゲーム機からも利用可能で、tsukurun 利用者のコア層（小中学生）から人気の高い Roblox を活用したプロジェクトを実施した。

本年度は、引き続き小中学生に人気のプラットフォーム「Roblox」を通じ、新たな交流の場の確立を目指す。tsukurun 利用者における Roblox 利用の拡大および参加機会の創出を図り、利用者同士が気軽に交流できる環境の形成を目的とする。

また、講座を通じて得られた運営手法やコンテンツの知見を蓄積し、将来的に外部の Roblox 利用者も参加できる交流の場へと発展させ、多様な人々が集まり、交流できるコミュニティの創出につなげるための基盤構築を行う。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとし、具体的な内容については、委託事業者と相談の上、決定する。

(1) 作品制作支援 企画・運営業務

ア Roblox の基礎的な制作スキルを作品制作を通じて習得するとともに、参加者がデジタルコンテンツの制作および体験を通じて交流できる場の創出につながる講座を企画・実施すること。講座内容については、以下に例示する内容を参考としつつ、本事業の目的に照らして最も効果的と考えられる内容を事業者が提案することとする。

(講座例)

- ・ゲームワールド制作講座（制作したワールドを他の参加者等が体験できる形で公開するもの）
- ・アバタースキンやアイテム制作講座（継続的な利用や交流の促進につながるもの）

回数：5 回程度（各回 10～20 人程度の参加）を想定しているが、実施回数や実施形式（単発講座、連続講座等）については、講座内容および対象者に応じて事業者が提案することとする。なお、その妥当性については評価対象とする。

イ 提案にあたっては、講座内容の設定理由を明確にし、本事業の目的達成にどのように寄与するかを具体的に示すこと。

ウ 受講者の作品制作をサポートし、制作者以外が体験または閲覧できる形で公開できるよ

うにすること。

【諸条件等】

- ア tsukurun（群馬県前橋市表町 2-30-8 アクエル前橋 2 階）で実施すること。
- イ 参加者は tsukurun 利用者である小学校中学年以上（9 歳以上）の小中高生とし、作品制作未経験者の参加も見込むこと。
- ウ 作品デザインに制限は設けないが、公序良俗に反するものは除くこと。
- エ 作品制作ソフト（Roblox Studio、Blender 等）に制限は設けないが、参加者のオリジナリティ及びスキル習得の機会が損なわれないよう留意すること。
- オ ソフトウェアは、tsukurun に導入されているものを使用可能とし、そのほか新たなソフトウェアを使用する場合には委託費の中から捻出すること。

【導入済みソフトウェア（参考）】

- 2D 描画ソフト：CLIP STUDIO、Adobe Photoshop、Adobe Illustrator、Adobe Fresco
- 動画・VFX ソフト：Adobe Premiere Pro、Adobe Animate、Adobe Character Animator、Adobe After Effects
- 3D 描画ソフト：Maya、3ds Max、MotionBuilder、Flame、Mudbox、Blender、ZBrush
- ゲーム制作ソフト：Scratch、Unity、Unreal Engine、Roblox Studio、Minecraft Education
- その他：OBS Studio、OpenBrush

（2）PR 業務

- ア 本業務の実施内容および成果について、県民等に向けて効果的な PR を検討・実施すること。
また、メタバース関連業界等に向けた情報発信については提案事項とし、その内容に応じて評価対象とする。

（3）その他

- ア 事業が終わった後も、参加者自身が継続して Roblox を活用した、創作・交流を続けていけるような仕組みや工夫をすること。

5 成果品

（1）デザイン等の制作物のデータ

連続講座や PR などにおいてデザイン等の制作したものがある場合、そのデータを取りまとめて群馬県に納めること。

また、作品制作に用いた各種データを群馬県に納めること。

（2）事業報告書

事業終了後速やかに、事業実施の成果をまとめた事業報告書を提出すること。なお、事業報告書は公開を前提とする。

（3）随時報告

その他、事業報告とは別に実績や進捗状況等に関する報告を求める場合がある。

6 その他

- ・本業務の成果は、全て群馬県に帰属する。
- ・本仕様書に記載のない事項等については、その都度、群馬県との協議により決定する。